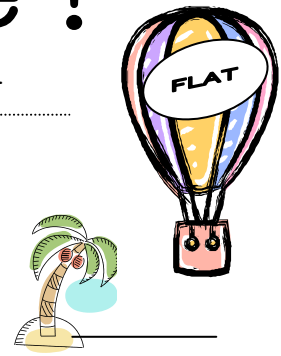


ふらっと.come!

平成 22 年 3 月 1 日 第 13 号

発行者 船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市湊町 2-1-5 MIIビル 101R
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



高齢者・障害者の法的能力

【船橋福祉相談協議会 副会長 佐藤彰一】

1. 権利擁護？

権利擁護は、社会福祉の現場では、日常的に使われる言葉となっているが、その意味するところはきわめて多義的だ。ある人は、日常生活自立支援事業のことを念頭に権利擁護を使用し、別の人は成年後見制度のことをイメージして権利擁護を語る。ケアホームやグループホームの設置・運営推進を権利擁護として語る人や場合もある。

2. 措置から契約？

これらは意味が多義的なだけであるが、言葉と意味が逆転しているような場合もある。その最たるものが「措置から契約」である。

ご存じのように 1990 年代から始まった社会福祉の基礎構造改革は、認知症高齢者や障害者も一人の人間として契約社会の一員として扱われるべきである、というそれ自体はきわめて正当な認識のもとに、それらの人々を措置対象から契約当事者とする改革が行われた。その出発点となったのが、介護保険と成年後見制度の同時導入であり、その後、障害者の分野においても、支援費制度を経て自立支援法の制定となって福祉サービスが契約ベースになった。自立支援法は、現政権においては廃止が決定されているが、あたらしい法律になっても契約ベースで福祉の仕組みを維持していくことが予想されている。

3. 契約能力の制限（成年後見）

ところが、一人の人間として契約当事者として扱われるべき認知症高齢者や知的障害者には、契約能力がない（正確には制限される）とされ、契約を行うためには後見人を付けることが推奨されている。そして、ひとたび後見人をつけると、高齢者や障害者の財産はすべて後見人が管理し、銀行口座や実印は本人が使えなくなる。さらには選挙権が剥奪される。住まいや日中活動福祉サービスの契約は、本人ではなく後見人が契約する。つまり、そのかけ声とは裏腹に、ご本人は法的な能力をもった人間としては、社会から排除される仕組みになっているのである。これが措置から契約のスローガンが現在のところ作り出している状況である。

4. 権利条約

一方では社会の一員として一人前に扱おうとされ（基礎構造改革）、他方では、社会の一員としては認められないという扱いを受ける（成年後見）。高齢者や障害者は、契約社会の中で、能力があるのかないのか。日本の法律家は、このことを正確に説明することがない。そしてスローガンの成年後見の利用を進めようとする人々もいる。その結果、いたるところで権利擁護の名の下に権利侵害が進行しているように私には思えてならない。

国際育成会は、障害者権利条約 12 条との関連で権利制約的な成年後見に警笛を鳴らしているが、我が国の関係者ももっと真摯に、この問題に向き合うべきであろう。とくに障害者権利条約の完全実施をマニフェストで確約している現政権には、この面で力を発揮することを期待したい。

ハローワーク船橋 専門援助部門紹介

【ハローワーク船橋 専門援助部門 統括職業指導官 進藤典弘】

皆さまはじめまして。ハローワーク船橋の専門援助部門 統括官の進藤です。よろしくお願いいたします。

当部門では、職業のあっ旋をするうえで、特別に配慮を必要とする求職者（障害をお持ちの方・刑余者等）及び新規学校卒業者・外国籍の方を対象に、お仕事の相談・紹介・職業訓練の案内受付・雇用保険手続きなどのサービスを行っています。

また、窓口で行う業務だけでなく、各市で運営される障害者就労支援協議会（部会）への参画、各市・支援施設・医療機関・（支援）学校等での就職活動にあたっての職業講話・相談、就職後の職場定着指導などを日程調整のうえ、出向いて行うサービスにも取り組んでいます。

個々人の差はあれ、「働きたい」気持ちと、「働ける」能力をお持ちの方であれば、その気持ちを最大限に受けとめ、「就職」というスタートにつなげ、「働き続ける」ことを支えるサービスを行うのが「ハローワーク」です。

もちろん、ハローワーク単独だけでは上記のサービスは困難なため、「就職・就労・訓練・定着・復職支援」に向けて様々な支援機関があり、ご本人及びご家族のニーズにあわせて、ご利用・ご活用いただける体制が整えられつつあります（注！現在見直しが予定されている障害者自立支援法の中で、「福祉から就労へ」の流れがあり、働ける方については、その実現にあたり関係機関が連携するよう求められています）。

【支援機関】千葉障害者職業センター、特別支援学校、就労移行支援事業者、障害者就業・生活支援センター（あかね園・ビッグハート・大久保学園・就職するなら明朗塾・千葉障害者キャリアセンター等）、千葉県立障害者職業訓練校、千葉県発達障害者支援センター（CAS）、在宅就業支援団体（ワークスネット・トライアングル西千葉等）、難病相談・支援センター、障害福祉サービス事業所、就労継続支援事業者（A・B型）、各社会福祉法人、各医療機関、各NPO、団体等々 ※それぞれの詳しい資料は、各市・ふらっと船橋へお尋ねください。

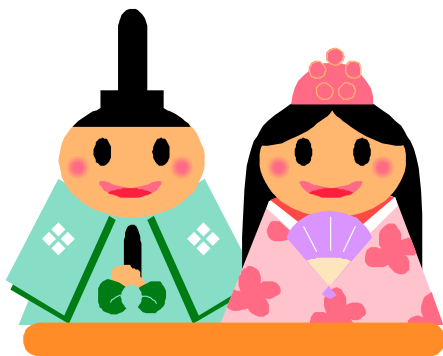
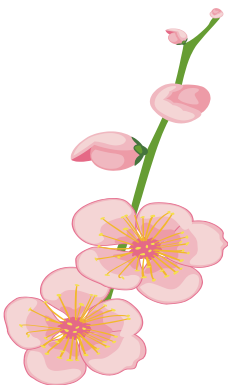
以上、代表的な支援機関を列記しましたが、いざ利用しようとする多くの方が正直迷われると思います。

これまでも、各市の障害者支援・福祉課などの窓口で対応されていますが、船橋市は、皆さんの「もっと身近に、気軽に（障害にあわせた利用機関の）相談できる場所があれば…」の「声」により、相談支援事業者として「ふらっと船橋」が設置されています。

また、船橋市以外の相談支援機関としては、千葉県が設置している「中核地域生活支援センター」として「なかまネット」（習志野・八千代・鎌ヶ谷）・「すけっと」（白井・成田・印西）・「がじゅまる」（市川）などがあり、個別に相談を受け、関係各機関にスムーズにつなげる活動をしています。

ハローワークでは、お仕事に関連する相談・紹介サービスを主に利用し、生活・精神面等のサービスについては、上記の各支援機関を上手に利用することが、「働く・働き続ける」ことでは大事なことといえます（そのためにも、ふらっと船橋をどんどん活用願います！）。

～*～



|| ・バンクーバー五輪では様々な競技に感動を覚えました

|| ね。選手の皆さん有難う！良い演技や
|| 記録へは素直に感動し、4年後のソチ
|| での活躍に期待
|| して！

|| ・パラリンピックでの選手の活躍を応援してい
|| ます。ガンバ！！

By 清水

